



令和7年7月30日

大臣官房官庁営繕部

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を改定しました ～建設業の働き方改革をより一層推進～

令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、公共建築工事の発注者が連携して建設業の働き方改革をより一層推進するため、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議（構成員：各省各庁）及び全国営繕主管課長会議（構成員：都道府県・政令市、国土交通省）において、平成30年に取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を改定しました。

■主な改定方針

- (1) 労働基準法に基づく時間外労働規制の建設業への適用
- (2) 円滑な施工確保（入居官署等、行政手続き、関連工事の調整）
- (3) 働き方改革（週休2日の確保、猛暑の考慮、工事関係書類の簡素化）
- (4) 工期変更の協議に関する内容の具体化

■改定の概要

- 「第1 基本方針」について、長時間労働是正や週休2日の確保等への留意を働き方改革の推進にも考慮する記載に変更。
- 「第2 1. 企画、調査及び設計段階」について、騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握等を追加。
- 「第2 2. 工事発注準備段階」について、工事途中に入居官署等が対応すべき事項の把握等を追加。
- 「第2 4. 施工段階」について、工事関係書類の明確化・効率化等を追加。
- 「第4 工期の変更」について、資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施することを追加。

なお、改定の内容は、建築設計団体及び建設業団体の意見も踏まえております。
詳細は以下のリンク先をご参照願います。

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html

（参考）営繕事業における働き方改革の取組について

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html

＜問合せ先＞

（改定内容について）大臣官房官庁営繕部 整備課 建築技術調整室 中島、榛原

TEL：03-5253-8111（内線23463、23464）、03-5253-8240（直通）

（営繕事業の働き方改革全般について）大臣官房官庁営繕部 計画課 松村、金辻

TEL：03-5253-8111（内線23222、23226）、03-5253-8234（直通）

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について 国土交通省

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。（令和7年7月）

第1 基本方針

（赤字は主な改定点）

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- （1）調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- （2）次の事項に留意した調査・設計
 - ①敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ②騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③**工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示**
 - ④設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤**施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整**

2. 工事発注準備段階

- （1）適切な工期の入札条件への設定
- （2）必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- （3）債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- （4）**工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握**

3. 入札契約段階

- （1）明確な質問回答と施工条件の明示
- （2）工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- （1）迅速な承諾行為
 - ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施**
- （2）工事の進捗状況の的確な把握
 - 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整**
- （3）関係工事間の調整の適切な実施
- （4）**工事関係書類の明確化・効率化**
- （5）**工期変更への誠実な協議**

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- （1）多雨・**猛暑**など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- （2）**月単位**の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- （3）受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

令和7年7月

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議
全国営繕主管課長会議

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

また、建設業への労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の適用を踏まえ、円滑な施工確保はもとより、建設業の中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

発注者は、適正な工期を確保するため、企画、調査及び設計、工事発注準備、入札契約並びに施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 企画、調査及び設計段階

（1）事業が着実に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定し、工事の予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

- ① 現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
- ② 設計（計画通知手続期間等を含む。）、入札契約手続及び工事着手から工事完成までの施工（資機材（設備機器を含む。以下同じ。）・労務の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。）のそれぞれに要する期間。
- ③ 近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

（2）設計図書の作成に当たっては、次に示す事項に留意して調査及び設計を行う。

- ① 敷地や施設（以下「敷地等」という。）の現況等を的確に把握するなど、事前の調査を十分に行う。
- ② 施設管理者及び入居する官公署（以下「入居官署等」という。）に対し、施工手順や各工程、仮設計画を含む工事内容について、丁寧に説明し、理解及び協力を得る。

また、騒音・振動作業の実施不可日及び立入り制限等の施工条件について、入居官署等と協議し、的確に把握する。

- ③ 設計図書に、敷地等の現況や要求性能を反映するとともに、必要に応じて工期に影響を及ぼす事項^{*1}を施工条件として明示する。また、施工段階で要求性能の確認を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。

- ④ 設計図書と敷地等の現況若しくは設計図書間の不整合又は設計図書の誤謬若しくは情報不足等を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う^{※2}。
- ⑤ 工事受注者の仕様を反映したプレハブ建築物の計画通知の手続を行うなど、工事契約締結後に発注者が行政手続を行う必要がある場合は、設計段階において可能な限り調整を進めるとともに、行政手続期間を工期に適切に反映する。

2. 工事発注準備段階

- (1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件、行政手続期間等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。
- (2) 技術者の工事現場への専任期間にも配慮しつつ、資機材や労働者の確保ができるよう考慮し、必要に応じて余裕期間^{※3}を設定するといった契約上の工夫等を行う。
- (3) 地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、施工時期の平準化に努める。
- (4) 入居官署等が行う引越及び什器類等の移設等、工事中に入居官署等が対応すべき事項及び実施時期の把握に努め、必要に応じて施工条件に反映させる。
- (5) 上記(1)～(4)について、事業部局及び入居官署等の理解及び協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

3. 入札契約段階

- (1) 設計図書に関する質問回答において、施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、明確な回答に努めるとともに、入札契約段階で明らかになった事項がある場合は追加にて条件明示するなど、施工条件の明示に努める。
- (2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。

4. 施工段階

- (1) 設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者（以下「受注者」という。）及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ウィークリースタンス^{※4}に配慮しつつ、ワンデーレスポンス^{※5}の実施に努める。
- (2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。また、週休2日の確保にあたり、必要に応じて入居官署等を含む関係者と調整する。
- (3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事、外構工事等の後工程の適正な施工期間並びに受電の時期及び総合試運転調整の期間を考慮して、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、各工事（分

離して発注した工事を含む。)間の調整を適切に実施する。

- (4) 工事関係書類作成の効率化のため、あらかじめ受注者と省略可能な書類に係る協議を行い、提出を求める工事関係書類を明確化するとともに、下請負人にも周知を図るよう受注者に促す。また、情報共有システム等の情報通信技術を活用することにより工事関係書類の提出等が円滑に進むよう努める。なお、材料の使用量や施工規模が小さい場合の施工計画書については、複数の工種をまとめるなど効率化を図る。
- (5) 請負契約の締結後に工期に影響を及ぼす事象^{*6}が発生し、工期の変更についての協議の申出を受けた場合は、誠実に当該協議を行う。

第3 適正な工期を設定するための留意事項

発注者は、適正な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風、猛暑等の自然的要因及び労働事情、資機材の調達事情、物流事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 月単位の週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居官署等の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資機材の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は、設計図書に明示する^{*7}。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 資機材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器の製作等を含む。)、外構工事並びに受電後における総合試運転調整のそれぞれに要する期間などを適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。
- (9) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期^{*8}を設定する。
- (10) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (11) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越

期間を考慮する。

- (12) 適正な工期設定を自ら行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関（民間を含む。）や広域的な連携の仕組みを活用する。

2. 新築工事

- (1) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- (2) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
- (3) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。

3. 改修工事

- (1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間（休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間）等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置（撤去を含む。）に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- (5) 資機材の仮置き場が狭い場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、資機材・労務の需給環境が変化した場合、天災等により作業不能日が想定外に増加した場合その他予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、必要となる工事一時中止を行うとともに、発注者と受注者とが協議して工期の変更を行う^{※9}。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合、一工事の工期が変更されたときは、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第1項に基づく工期に影響を及ぼす事象等を参考とする。

※2 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について」（国土交通省）を参考とする。

※3 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について（平成27年

12月25日付け国営計第76号) 」を参考とする。

- ※4 計画的に業務・工事を履行しつつ、より一層魅力ある仕事となるよう、例えば「業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない」などの取組により、業務環境等の改善を行うこと。
- ※5 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。
- ※6 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条に基づくもの。
- ※7 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参考とする。
- ※8 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。（公共建築工事標準仕様書より）
- ※9 国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」を参考とする。